

農地法第4条・5条の届出書（市街化区域内農地転用） について

- 農地法第4条・・・農地の転用
（自己の所有農地を農地以外の用途に変更する場合）
- 農地法第5条・・・農地の転用を伴う権利移動
（所有権移転、使用貸借権・賃借権の設定）

1 提出書類（太線内は必須）

書 類 名	部数	備 考
届出書	2	
案内図	2	1/3,000程度（住宅地図等）
公図写し又は土地整理図写し	2	土地区画整理事業地内の場合は 仮換地図でよい
土地の登記事項証明書	2	全部事項証明書 1部は原本、1部はコピーでよい
仮換地証明書 （土地区画整理事業地内の場合）	2	1部は原本、1部はコピーでよい
開発許可書写し （5条1項第6号の届出で、開発許可を要する場合）	2	
現在の住所が分かる書類 （土地の登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合）	2	戸籍の附票、住民票等 1部は原本、1部はコピーでよい

※このほかにも添付書類が必要となる場合があります。

2 締切日・受理通知書交付日

締 切	毎週火曜日（祝日の場合は翌開庁日）
受理通知書交付日	翌週火曜日（祝日の場合は翌開庁日）以降

- ・ 年末年始・年度末等の場合、変更することがありますのでご了承ください。
- ・ 受理通知書交付の通知・連絡は、いたしませんので、受理通知書を受領する場合は、本人確認ができるものをご持参のうえ、お越してください。
- ・ 同居の家族以外の方に提出・受領を頼まれる場合は、委任状が必要です。

3 その他

土地改良区域内の場合は、土地改良区へ届出が必要ですのでご確認下さい。

【問い合わせ先】 蒲都市農業委員会 電話（0533）66-1127